

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年10月31日

横浜市契約事務受任者
道路局長 高瀬 卓弥

1 契約の概要

横浜駅東口歩道橋緊急点検委託

2 履行（納品）場所

西区高島二丁目18-1番地先

3 契約日

令和4年6月29日

4 履行日又は履行期間

令和4年6月29日

5 契約金額

187,000円（うち消費税及び地方消費税相当額17,000円）

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市西区みなとみらい2-3-5

株式会社高島テクノロジーセンター 横浜営業所

所長 笠原 利幸

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

当該歩道橋は6月28日にコンクリートの剥落による物損事故があり、同日、西土木事務所が緊急措置を行いました。物損事故が起きたのはタクシー乗り場であり、さらなる第三者被害を防止するために歩道橋点検を行う必要がありましたが、歩道橋点検には専門的な資格が必要であったため。

8 契約の相手方の選定理由

今年度、歩道橋点検委託を受託している業者のうち、履行日に緊急点検に対応できるのが同社しかなかったため。

9 所管課

道路局道路部施設課